

一般社団法人 日本リモートセンシング学会

総会運営内規

〔目的〕

第1条 本内規は、本学会定款の第4章に基づき、一般社団法人日本リモートセンシング学会の総会を開催し、議決を行うに当たって、会議運営を適正にかつ効率良く進めるために、運営方法について定める。

〔定時総会の会期〕

第2条 定款第13条に定める定時総会は、原則として春季の学術講演会の期間内に開催することとし、多くの正会員の出席を促すこととする。

〔委任状〕

第3条 定款第17条に定める、「総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し」は、以下の要件を満たす委任状をもって正当な出席行為とする。

(ア) 正規委任状

原則として、委任状は様式1の総会開催案内と同時に各会員宛に郵送される様式2に示す用紙によるものを正規のものとするが、(イ)項の委任状も有効とする。

(イ) 委任状と認められるもの

記名、捺印を必須要件とし、事務局において本人の意思と確認されるもの。

(ウ) FAX および複写されたものは認めない。

(エ) メールにより送付された意思表示は委任状と認めない。

(オ) 同一人からの2通目の委任状は、到着の遅いほうを有効とする。

2) 郵送による委任状は、総会開催の2日前の消印のものを有効とし、持込により事務局に到着したものは、総会開催の2日前の17:00までに到着したものを有効とする。これ以降に到着したものおよび総会当日に持ち込まれたものは無効とする。

3) 白紙委任状

様式2の委任状において、受任者の正会員の氏名が未記載の場合（白紙委任）には、複数の副会長のうちいずれかの会員に委任されたとみなす。

〔総会議事運営委員会〕

第4条 総会の議事運営に関することは、あらかじめ理事会において決定しておかなければならない。

2) 総会の直前等に発生した事案等の理由で、理事会の承認が得られない場合には、会長は総会前または総会中に総会議事運営委員会を臨時に召集することが出来る。

3) 総会議事運営委員会の構成は、会長、副会長、監事とし、議長は会長とする。議事運営の進行上、総務委員長、財務委員長および事務局長がオブザーバーとして参加することが出来る。

4) 総会議事運営委員会の決することの出来る議案は、総会の議事運営に関する以下の案件に限定する。

ア) 本内規第5条に示す総会直前の〆切までに正会員により提案された議案の採択に関する件

イ) 総会中に正会員により動議された案件の採択に関する件

ウ) その他、総会の議事運営に関する件

〔追加の議案〕

- 第5条 総会の審議事項について定款第12条に示された議案について理事会が用意する議案のほかに、追加の議案が正会員から提案された場合の取り扱いは、以下のとおりとする。
- ア) 総会の案内が送付される以前に、事務局に書面をもって提案された議案については、理事会において採否を決する。理事会の開催が困難な場合には、第4条の総会議事運営委員会において採否を決する。
 - イ) 上記ア) 項により採択とされた議案は、理事会提案の議案として、総会の案内に追記する。また、議案説明は理事会の責任において行う。ただし、その際、実際の提案会員に説明を求めることが出来る。
 - ウ) 総会の案内の送付後に事務局に書面が到着した議案についての採否は、理事会において採否を決する。理事会の開催が困難な場合には、第4条の総会議事運営委員会において採否を決する。
 - エ) 上記ウ) 項により採択とされた議案は、総会において会員提案の追加議案として扱い、理事会として議案を配布しない。
 - オ) 総会において提案が行われた動議については、会長が第4条の総会議事運営委員会を招集し採否を決する。それに先立って、総会出席者からの意見を取得してもよい。

〔総会参加者の確認〕

- 第6条 事務局は定款第11条により、総会の会議開催に先立ち、議場への入場者の正会員であることの確認を行う。
- 2) 事務局は定款第17条および本内規第2条の規定により有効とされた委任状に関して、総会の会議開催に先立ち、委任状の受任者となっている会員の出欠の確認および出席者と委任状が重複していないかの確認を行う。
 - 3) 事務局は、総会の会議開催に先立ち、定款第17条に従い、定足数の確認を行う。

〔議案説明および議決〕

- 第7条 定款第12条に示された議案および本内規第5条イ項による議案の説明は、理事会が責任を持って行う。
- 2) 議長は定款第15条により、定時総会の場合は会長が行う。
 - 3) 議決は、総会の出席者および本内規第2条による委任状による票数により定款第17条にそって過半数により決する。議長および議長への委任状は表決に参加できない。ただし、同数の場合にのみ、議長による可否を決する。

〔内規の改正〕

- 第8条 本内規の改正については、理事会における過半数による議決を必要とする。

平成20年3月12日 制定

平成20年4月1日 施行

平成24年4月1日 改定

平成25年6月17日 改定